

プール学院大学奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学（以下「本学」という。）学生の奨学金について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本奨学金の対象者は、本学の教学の精神に照らして奨学にふさわしい学生で、学業成績が優秀かつ学業努力が顕著であり、経済的理由により修学が困難である者とする。

(支給額)

第3条 支給額は、年間授業料の範囲内とする。

(支給期間)

第4条 支給期間は、当該年度内とする。

(申請時期)

第5条 申請時期は4月と9月とする。当該年度の4月に入学した者（編入学した者を含む。）については当該年度の9月とする。また、海外留学からの帰国者及び休学からの復学者については、直近の半期間は申請できない。

(申請方法)

第6条 奨学金を希望する者は、所定の申請書に保証人と連署のうえ、学長に提出するものとする。

(選考)

第7条 奨学生の選考並びに奨学金に関する審議は、学生委員会が行う。

(採用決定)

第8条 奨学生の採用は、学生委員会の議を経て学長が決定する。ただし、「プール学院大学入学特別奨励金・入学奨励金」、「スカラシップ」、「GLP」、「プール学院大学ILP海外助成金」及び「プール学院大学学生生活助成金」を除く、本学が支給するいずれの奨学金、奨励金、助成金、授業料減免とも同時期においては重複して採用はしない。

(支給停止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止する。

- (1) 休学したとき
- (2) 奨学金を必要としなくなったとき
- (3) 退学又は除籍になったとき
- (4) その他著しく学生の本分に違背したとき

(返還義務)

第10条 奨学生が前条第3号及び第4号に該当するときは、初回採用時に遡って支給額の全額返還を求める場合がある。

(義務)

第11条 奨学生は、学内行事に協力する義務を負うものとする。

(事務)

第12条 奨学金に関する事務は、事務局学生課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

この規程は、2006（平成18）年4月1日改正施行する。

この規程は、2009（平成21）年4月1日改正施行する。

この規程は、2012（平成24）年4月1日改正施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日改正施行する。